

基発第 0830001 号
平成 18 年 8 月 30 日

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の特別中央監察の実施について

労働基準監督機関（以下「監督機関」という。）の基本的使命は、労働基準関係法の履行確保を図ることにあり、このため、監督権限を始めとする広範な権限が付与されている。これらの権限の行使は国民に多大な影響を及ぼすものであることから、その適正な行使が常に求められているものであり、同時に、監督権限を行使することにより監督機関が有することとなった情報には企業の事業活動上の秘密など、これが漏えいすると著しい不利益を生じさせることとなるものが含まれていることから、その適切な管理が強く求められるところである。

しかしながら、貴局においては、結果的には外部には漏えいしなかったものの、管理者の許可がなく監督権限行使に係る情報を記録した USB フラッシュメモリーを庁外に持ち出し紛失するという事案の発生など労働基準関係業務（労災補償業務を除く。以下同じ。）に係る情報の管理が適切に行われていない状況がみられるところである。

このような状況は労働基準関係業務の適正な遂行に重大な支障を生じさせかねないことから、業務執行体制も含めて、業務運営全般について速やかな点検・確認を行う必要がある。

については、労働基準関係業務における情報管理のあり方も含め業務運営状況全般についての特別中央監察を下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として

厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、次の視点から実施する。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
 - (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。
- また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点をもって行政を推進しているか。
 - (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
 - (5) 上記（1）から（4）の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
 - (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの

- ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの特明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保
 - ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
 - ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
 - ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
 - ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況

- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況
- (9) 労働基準関係業務に係る情報の適正な管理

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
10月16日	横浜西署 小田原署	山本副主任中央労働基準監察監督官 岩瀬中央労働基準監察監督官
10月17日	神奈川局	山本副主任中央労働基準監察監督官 岩瀬中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。